

富山市教育大綱

(案)

平成28年 月

富 山 市

目 次

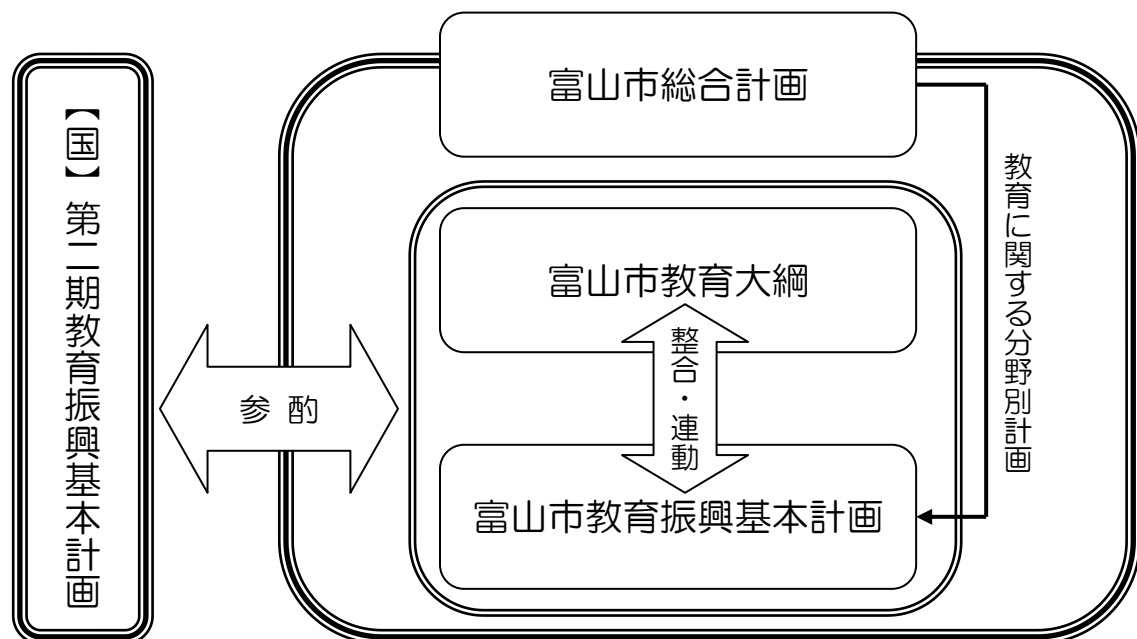
	頁
1 大綱の策定について	1
(1) 大綱の位置づけ	1
(2) 大綱の対象期間	1
(3) 大綱の構成	1
2 基本的な方針	2
○教育目標	2
○基本的な方向及び基本施策	2
(1) 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成	2
①確かな学力の定着	2
②豊かな心の育成	2
③健やかな体の育成	2
④社会で生きる実践力の育成	2
⑤教員の資質能力向上	3
⑥幼児教育の充実	3
⑦外国語教育の充実	3
⑧特別支援教育の充実	3
⑨現代的・社会的課題に対応した学習等の充実	3
⑩私学の振興	3
(2) 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備	4
⑪質の高い学校教育環境の整備	4
⑫安心・安全な学校教育環境の整備	4
(3) 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援	4
⑬家庭における教育力の向上	4
⑭学校・家庭・地域との連携	4
(4) 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用	5
⑮生涯学習活動の充実	5
⑯生涯学習活動拠点の充実	5
⑰文化遺産等の保全・活用	5

1 大綱の策定について

(1) 大綱の位置づけ

富山市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき策定する、本市教育の振興に関する総合的な施策の「基本的な方針」となるものです。

本市では、これまで、本市教育の振興に係る基本的な方針及び講ずべき施策を示すものとして「富山市教育振興基本計画」を策定しています。この計画は、国の第2期教育振興基本計画を参酌し、「富山市総合計画」の教育に関する分野別計画とも位置づけ策定しており、大綱の策定にあたっては、この計画との整合性、連動性を図ることとしました。



(2) 大綱の対象期間

富山市教育振興基本計画では、その計画期間を平成26年度から平成30年度までとしていることから、今回策定する大綱が対象とする期間は、「策定の日から平成30年度までの概ね3年間」とします。

(3) 大綱の構成

この大綱は、富山市教育振興基本計画との整合性・連動性を図ることから、その「基本的な方針」については、教育目標及び同計画に定める「4の基本的な方向」と「17の基本施策」を基として構成しています。

2 基本的な方針

○ 教育目標

自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む

- 1 志をかかげ、知性をみがき、実践力を高める
- 2 郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しむ豊かな情操を養う
- 3 健やかでたくましい心と体を備える

○ 基本的な方向及び基本施策

(1) 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成

子どもたちが自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを育み、社会で生きる実践力を高める教育が行われること

① 確かな学力の定着

- ・ 本市独自の学力調査の実施による教育指導の検証、小・中学校の連携による学力向上の推進、理科教育の充実を通して、子どもたち一人ひとりの学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組むことで、確かな学力の定着を図ります。

② 豊かな心の育成

- ・ 道徳教育の推進や自然体験活動・社会体験活動の充実による豊かな体験を通じた実感を伴う学習を進めることにより、規範意識や公共心を身に付け、命を尊び、他者を思いやり支え合う心、感動する心を持った豊かな人間性を育みます。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談員を配置するとともに、子どもたちや教職員の一層の人権意識の高揚を図り、いじめや不登校、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組めます。

③ 健やかな体の育成

- ・ 運動習慣の定着による体力の向上や食育指導の充実による食の理解を推進するとともに、生活習慣病の予防を図ることにより、子どもたちの健やかな体を育成します。

④ 社会で生きる実践力の育成

- ・ 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業などのキャリア教育の推進を通して、子どもたちの規範意識や社会性を高めながら、自ら課題を見出し、その課

題に向けて努力し、乗り越えようとするたくましい力や、自己の個性を理解し主体的に進路を選択する能力の育成を図ります。

⑤教員の資質能力向上

- ・ 優れた教育理念や指導技術の継承、今日的な教育課題に対応した実践力や指導技術の向上などの教職員研修のさらなる充実を通して、教員の資質の向上を図ります。
- ・ ICTの活用を通して、授業の質を向上させるとともに、教員の校務負担を軽減し、子どもと向き合う時間のさらなる確保を図ります。

⑥幼児教育の充実

- ・ 園児一人ひとりの具体的な指導の実践や子育て支援事業の充実を通して、子どもたちの発達に即した幼児期にふさわしい生活を展開するとともに、多様な経験による心身の調和の取れた発達を促すことにより、幼児教育の充実を図ります。

⑦外国語教育の充実

- ・ 外国語指導助手やネイティブスピーカーの活用を促進するとともに、海外派遣による教職員の英語教育研修を充実させることを通して、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の向上や国際理解の推進を図ります。

⑧特別支援教育の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもやその保護者に対して、情報提供や相談会の実施等の支援体制を構築するとともに、関係機関との連携や教員に対する研修の実施を通して、特別支援教育の充実を図ります。

⑨現代的・社会的課題に対応した学習等の充実

- ・ 資源の有限性や環境破壊、貧困問題等を自らの問題として認識し、持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育（ESD）を推進します。加えて本市は「環境未来都市」として公共交通を軸としたコンパクトなまちづくりなどを推進しており、学校での環境に関わる体験・学習を通して、子どもたちの環境への関心を高め、働きかける実践力を育みます。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談員を配置するとともに、子どもたちや教職員の一層の人権意識の高揚を図り、いじめや不登校、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組みます。【再掲】

⑩私学の振興

- ・ 少子化が進行する中、学校教育の振興を図るため、特徴ある豊かな個性を育む教育活動を行っている私立学校・幼稚園の運営等を支援します。

(2)次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備

子どもたちが、安心・安全で質の高い教育環境のもとで教育を受けられること

⑪質の高い学校教育環境の整備

- ・ 学校図書や学校司書の配置を通して、子どもたちが図書に親しむ機会の充実を図り、豊かな心や想像力、確かな知識を育みます。
- ・ ICTの活用を通して、授業の質を向上させるとともに、教員の校務負担を軽減し、子どもと向き合う時間のさらなる確保を図ります。【再掲】

⑫安心・安全な学校教育環境の整備

- ・ 学校施設については、耐震化はもとより、老朽化した施設の整備、改修の計画的な実施を通して、全ての児童生徒等にとって安全で快適な教育環境を創出します。

(3)学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援

子どもたちが、学校・家庭・地域の連携・協力のもと、基本的な生活習慣や社会性を身に付け、豊かな人間性を育むこと

⑬家庭における教育力の向上

- ・ 学校・家庭・地域が連携し、家庭の教育力の向上を図るとともに、子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組を推進します。

⑭学校・家庭・地域との連携

- ・ 子どもかがやき教室等の実施による地域ぐるみの健全育成の推進やコミュニティ・スクールの指定の拡充を通して、学校・家庭・地域の人々が目標を共有し、協働で子どもを育むことに取り組みます。

(4) 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用

市民全体が、ふるさとの自然、歴史、文化等について学び、豊かな情操が養われること

⑮生涯学習活動の充実

- ・ 地域の特性を生かした公民館活動やふるさとづくり事業を通して、人と人の絆を大切にしながら心豊かな地域社会を形成するとともに、地域や郷土への理解の促進やシビックプライドの醸成を図ります。
- ・ 図書館については、「知を深める図書館」をキーワードに、一層の機能強化を進めながら、市民が集い憩える文化情報拠点としての充実を図ります。また、ガラス美術館との連携を深めるとともに、図書館交流事業の充実を通して、市民の知的好奇心を満たす空間を創出します。

⑯生涯学習活動拠点の充実

- ・ 市民にとって最も身近な学びや文化活動及び交流の場である市立公民館を安全・快適に利用してもらうため、耐震化の促進や施設の整備・充実を図ります。
- ・ 博物館については、常設展に加え、特別展や企画展、普及活動の開催等を通して、郷土の歴史・民俗・美術・科学に対する市民の理解や関心を高め、文化や教養の向上を図ります。

⑰文化遺産等の保全・活用

- ・ 国指定重要文化財等歴史的建造物の保存・活用等を図ります。

富山市教育大綱

発行 富山市

編集 富山市教育委員会 教育総務課

〒930-8510 富山県富山市新桜町7番38号

電話 076-443-2130（直通）

FAX 076-443-2194